

## 「革新的新構造材料等技術開発」 に係る評価の視点（案）

平成 24 年 10 月 22 日  
評価専門調査会事務局

### 【視点 1】目標設定の妥当性

- (1) 多種多様な構造材料を扱う事業の全体の達成目標・時期とその設定根拠は具体的に明確にされているか。
- (2) 事業を構成する技術開発課題ごとの達成目標・時期は具体的に明確にされているか。また、それぞれの達成目標は国際競争力という観点から適切な時期に設定されているか。

### 【視点 2】マネジメントの妥当性

- (1) 経済産業省の 3 つの課にまたがる事業全体の推進体制は構築されているか。また、3 つの事業を統括的に管理していく責任者及び権限は明確にされているか。
- (2) 時には競合することもある個々の素材の技術開発の実施主体（企業、大学等）を一元的に進行管理していく実施体制となっているか。特に、実行上の実施責任者及び権限は明確にされているか。
- (3) 10 年間という長期の事業であることから、技術の進展、社会情勢の変化を踏まえて事業を客観的に評価する体制（外部評価）は準備されているのか。また、評価結果を取り入れて事業を見直す仕組みは用意されているか。

### 【視点 3】国費投入の意義

- (1) 産業界による技術開発ではなく、国費を投入して実施する根拠・効果は明確に示されているか。特に、本事業を推進することによって国民にどのような利益があるのか、具体的に・明示的に示されているか。

**【視点4】 知的財産権への対応**

- (1) 参加機関、企業における知的財産権の利用、管理体制を含めた知的財産戦略は明確にされているか。

**【視点5】 他の事業との関係の明確化**

- (1) 文部科学省及び経済産業省等で実施されている関連又は類似の研究開発との関係(連携及び成果を相互活用する仕組み等)は明確にされているか。